

財団法人日本船舶振興会について

平成17年11月25日

国土交通省

(財)日本船舶振興会の組織のあり方について

<船舶振興会設立までの経緯>

年	交付金等の制度	振興事業等
S26	<国庫納付金> 施行者→国庫	※振興事業は国自らが実施。
S29	<納入金> 施行者→連合会	※国に代わり、連合会が実施。
S34	<交付金> 施行者→連合会 ↓(委託) 工業振興会	※振興事業は連合会と、連合会の委託を受けた工業振興会が実施 ※工業振興会は、連合会の振興部を独立させて設立。
S37	<交付金> 施行者→船舶振興会	※観光、体育事業等へ振興事業の対象を拡大することに伴い、船舶振興会を設立。 ※その際、工業振興会に属する一切の権利義務を船舶振興会が承継。船舶振興会は、工業振興会と同様、財団法人として設立。

注) 連合会…(社)全国モーターボート競走会連合会、工業振興会…(財)日本船舶工業振興会、船舶振興会…(財)日本船舶振興会

<現在の規制>

【公営ギャンブルの規制】

<モーターボート競走法による監督>

- ・役員の選任認可
 - ・事業計画及び収支予算の認可
 - ・業務の方法の認可
- 等

【法人としての規制】

<特殊法人としての規制>

- ・役員の任期（長期在任の制限）
- ・政府調達に関するアクションプログラム
- ・行政評価・監視

<公益法人としての規制>

- ・役員について、天下りや同一業界出身者の制限
- ・外部監査の導入
- ・主務大臣による業務監査

(財)日本船舶振興会

<法人組織のあり方の方向>

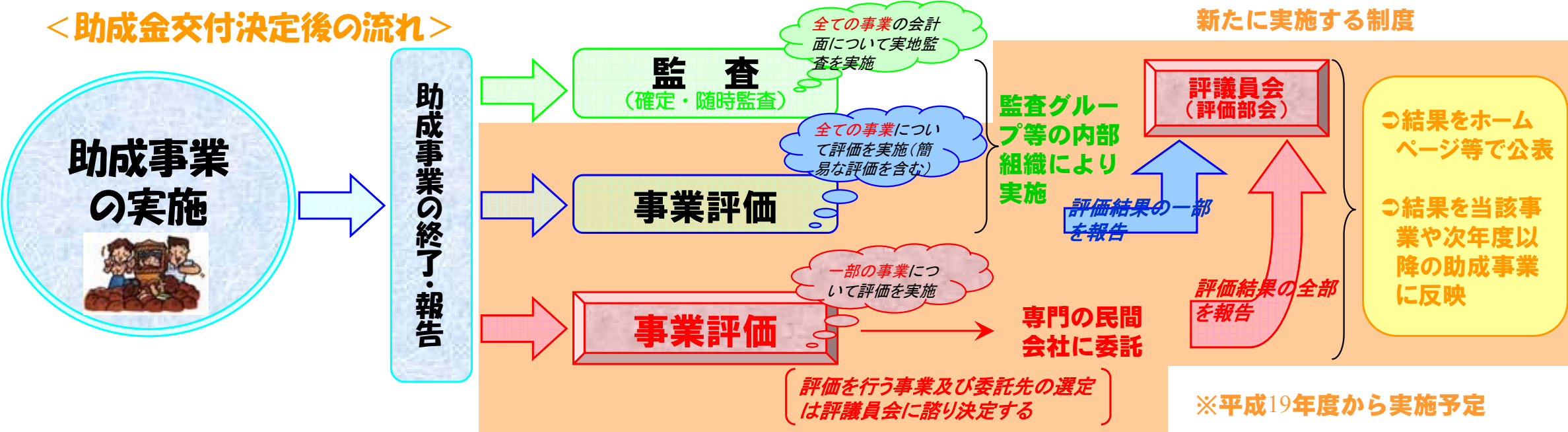
- 日本船舶振興会については、財団法人として、民間と同じく機動的、柔軟な運営を行う一方、公益法人としての規制に加え、特殊法人としての規制も課している。
- 競艇事業を所管する国土交通省としての立場からは、国の関与については、財団法人として、モーターボート競走法に基づき指導・監督することによって十分な規制を実施していると考ええる。

助成金交付事業の透明性の向上について

外部機関による評価制度の導入

助成金交付事業の透明性の向上を図るため、従来の監査制度に加え、外部機関による事業評価制度を導入する。

< 助成金交付決定後の流れ >

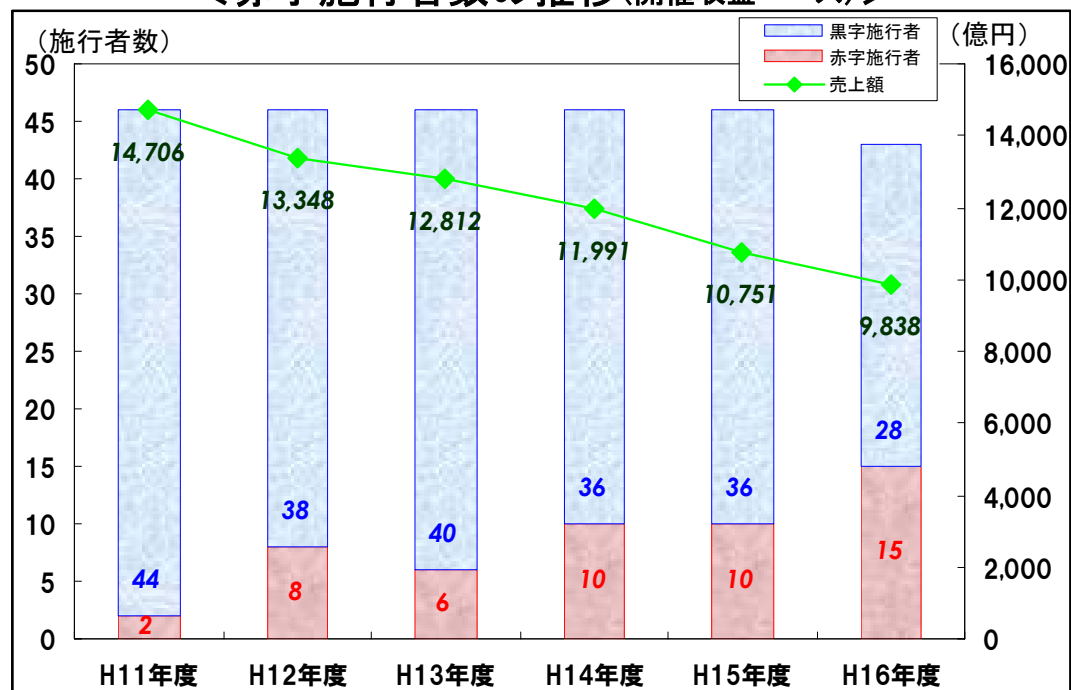


補助金適正化法の準用

さらにその透明性の向上を図るため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく規定を準用することについて検討する。

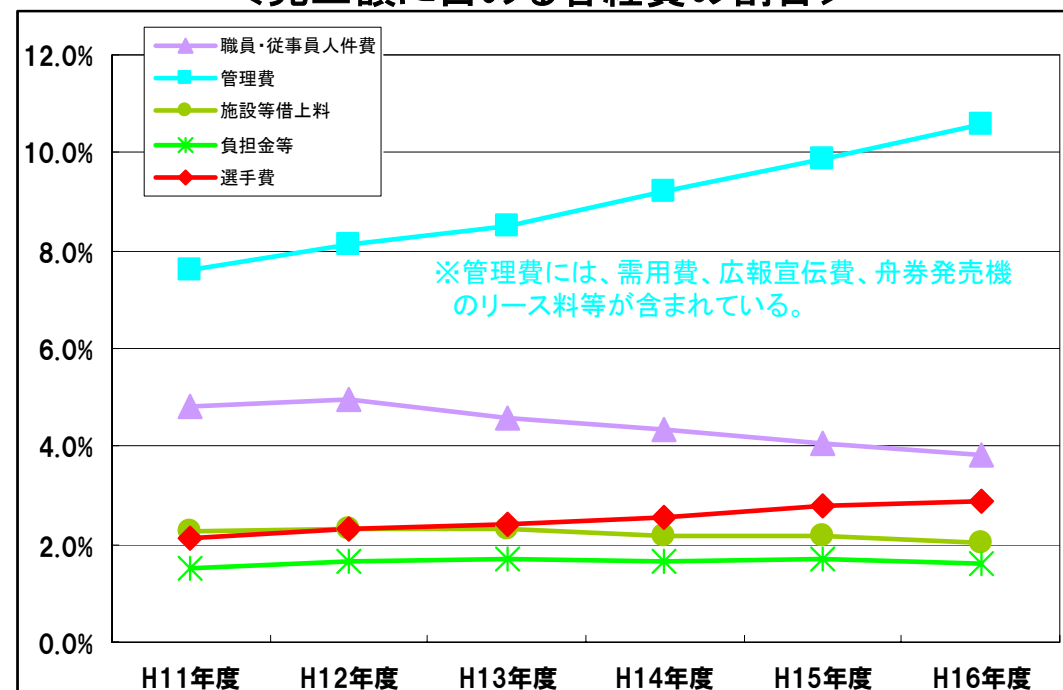
モーターボート競走事業の活性化について

＜赤字施行者数の推移(開催収益ベース)＞

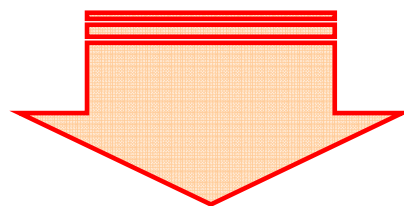


モーターボート競走事業の売上が大きく落ち込む中、施行者の経営状況が極めて厳しい。

＜売上額に占める各経費の割合＞



開催経費の徹底した見直しなど、さらなる経費節減に向けた努力が必要。



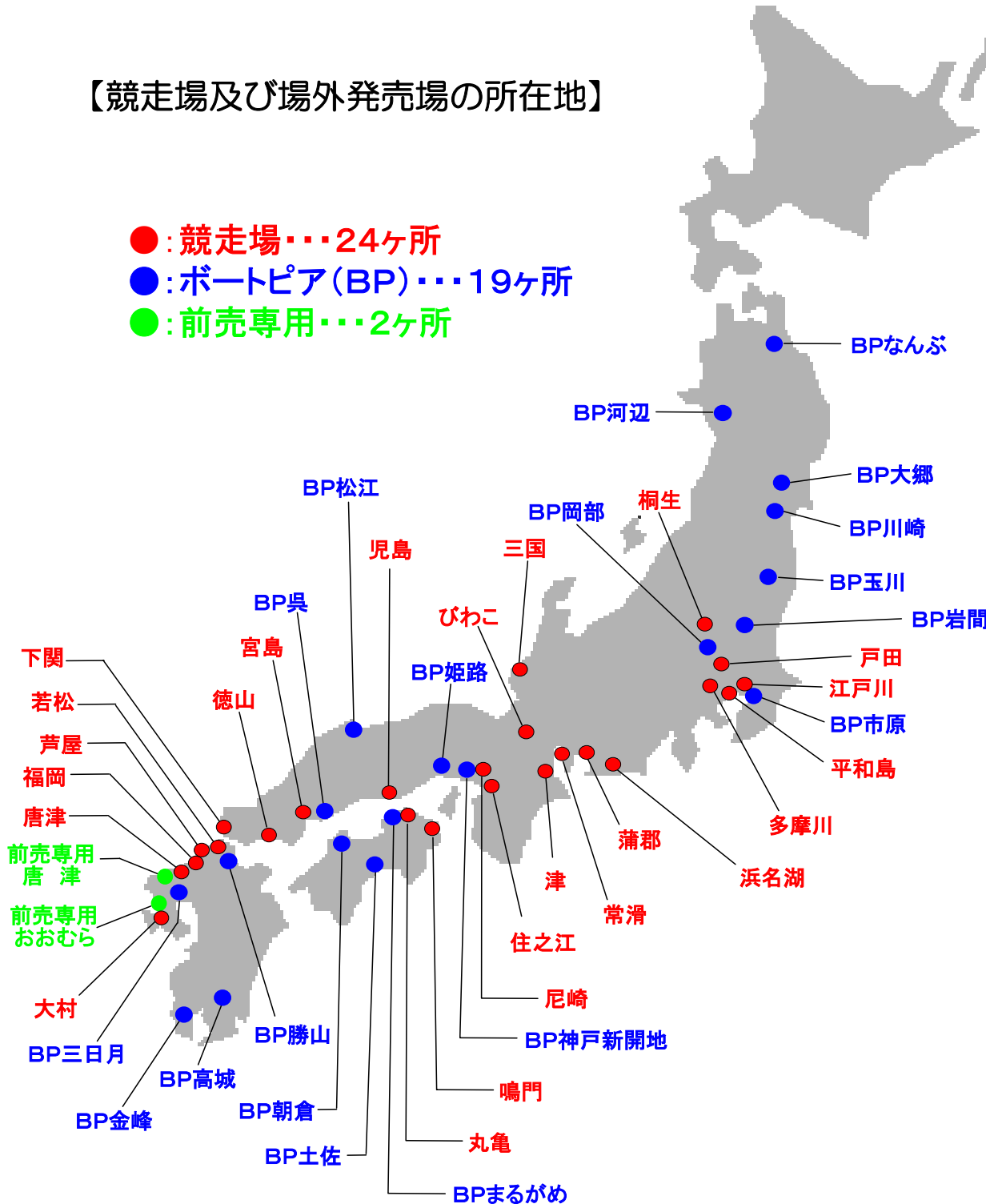
- 赤字施行者の状況を踏まえ、施行者の経営改善策を一層徹底するとともに、売上向上策について取り組む必要がある。
- これらの検討状況を踏まえて、交納付金のあり方も含め、競艇事業の活性化策について関係者間で議論する。

モーターボート競走の概要

平成17年11月現在

【競走場及び場外発売場の所在地】

- : 競走場・・・24ヶ所
- : ポートピア(BP)・・・19ヶ所
- : 前売専用・・・2ヶ所



【施行者】

41団体

＜構成自治体数＞・・・138

県	1
施行組合 (構成市町村116)	19
市	21

【関係団体】

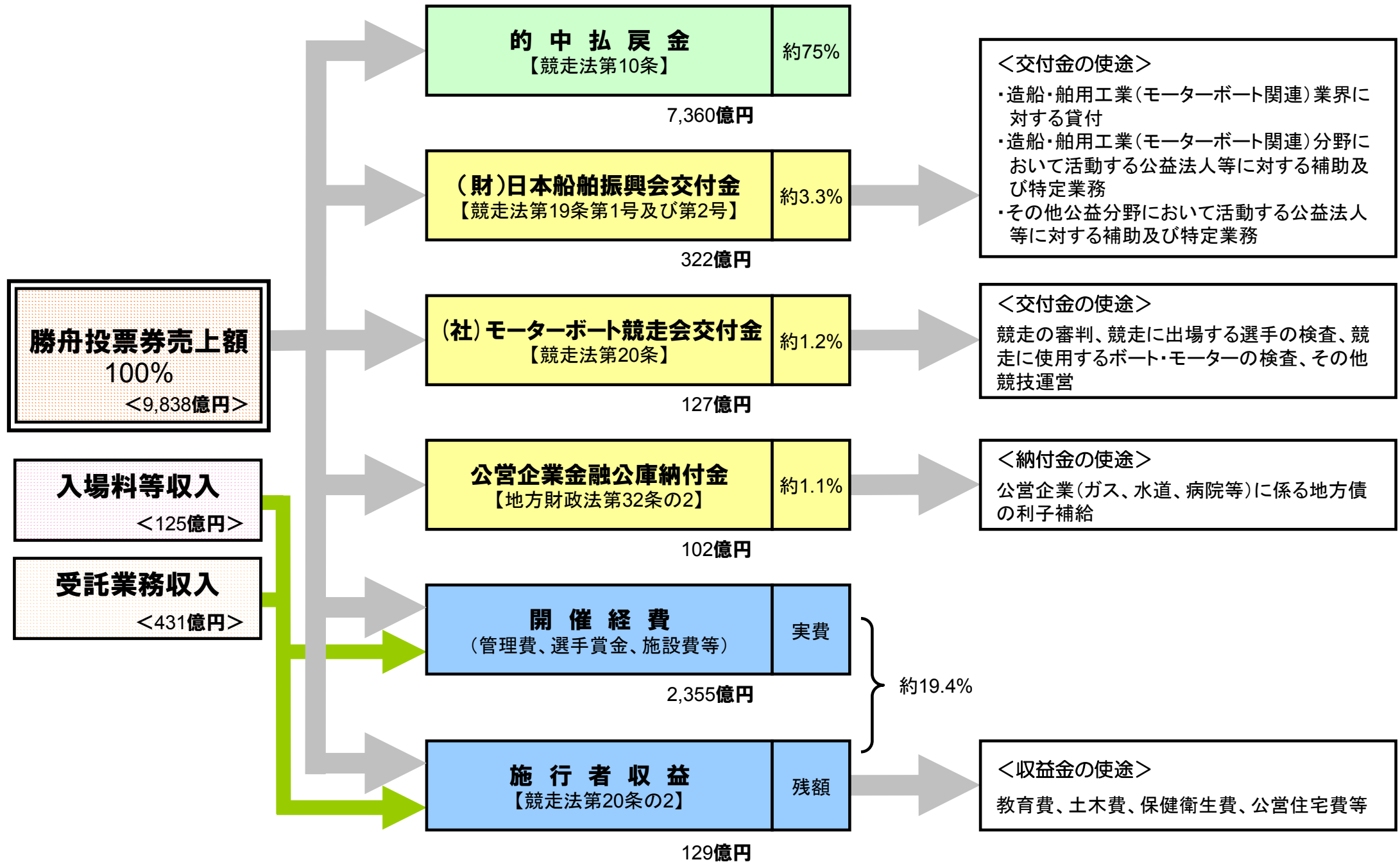
- (社)モーターボート競走会 (18団体)
- (社)全国モーターボート競走会連合会
- (財)日本船舶振興会
- (社)日本モーターボート選手会

【選手】

登録選手数 1,479人

モーターボート競走の売上金等の流れ

<平成16年度実績(速報値)>



(財)日本船舶振興会の概要

1. 目的

船舶関係事業、海難防止事業、その他公益事業の振興

2. 設立

昭和37年10月 設立

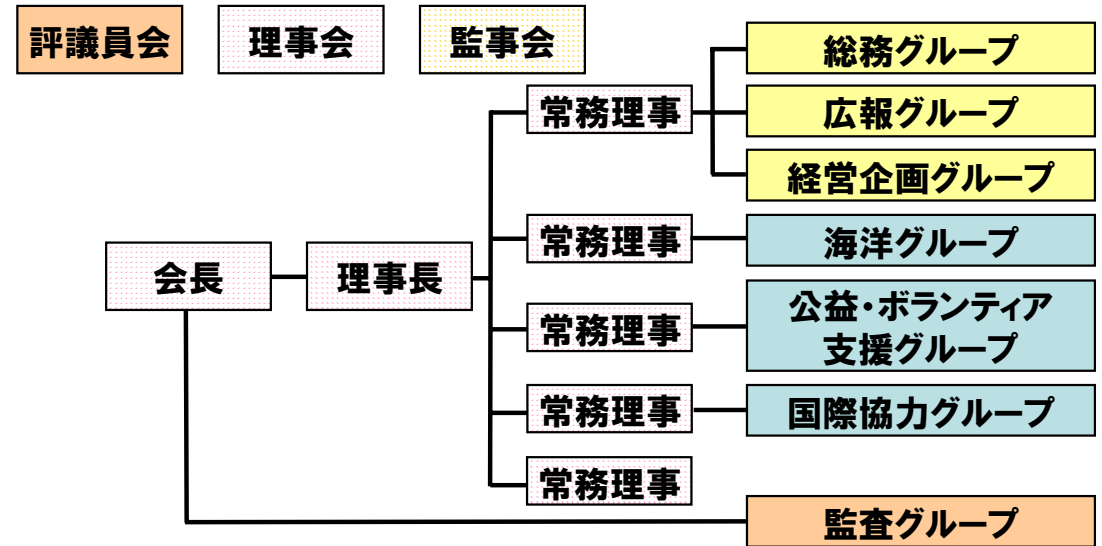
3. 業務概要

- (1) 船舶関係事業及び海難防止事業の振興を図るための補助
- (2) 公益事業の振興を図るための補助
- (3) その他公益事業の振興を図るために必要な業務

4. 役職員数

- (1) 役員数 18名 …大臣認可
 - ・理事 14名(うち常勤6名)
 - ・監事 4名(うち常勤2名)
- (2) 職員数 98名(平成17年度予算定員)

5. 組織



6. 交付金収入の推移

<単位：億円>

